(目的)

第1条 この要綱は、愛媛県補助金等交付規則(平成18年愛媛県規則第17号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)の陽性者の診療及び看護等又は感染の疑いのある者の感染確認検査のための検体採取等の業務に従事した職員に特別な手当(以下「手当」という。)を支給した医療機関に、その手当に要する経費に対し、県が予算の範囲内で令和5年度医療従事者応援手当補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、対応業務に当たる職員を間接的に支援するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する安定的な医療提供体制の確保を図ることを目的とする。

(手当の支給対象業務等)

第2条 手当の支給対象業務及び支給対象者並びに基準額は、別表1に定めるとおり とする。

(補助対象医療機関等)

- 第3条 補助金の交付対象となる医療機関は、手当を支給した県内の医療機関(県立及び市町立の医療機関を除く。)とする。
- 2 補助対象経費は、手当の支給額とし、その全額を補助する。なお、基準額を超えて手当を支給した場合は、基準額を単価として積算した額を補助対象経費とし、その全額を補助する。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に、関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

- 第5条 知事は、申請書の内容について適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、 速やかに申請者に通知するものとする。
- 2 申請者の実績報告は、申請書の提出をもって代えるものとする。
- 3 第1項の交付決定をもって、補助金の額を確定したものとみなし、補助金を交付する。

(関係書類の保管)

第6条 申請者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の額の確定の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

附則

この要綱は、令和5年4月12日から施行する。

別表1 (第2条関係)

対象業務	対象者	基準額
1 新型コロナウイルス感 染症の陽性者の診療及び 看護(診療に付随する検 査及びウイルスが付着し たおそれのある物件の処 理等の業務を含む) 2 新型コロナウイルス感 染症の感染の疑いのある 者の感染確認検査のため の検体採取業務(検体採 取の補助及びウイルスが 付着したおそれのある物 件の処理等の業務を含 む)	医師 看護の他でがある でがある でがる でがる でがる でがる でがる でがる でがる でがる でがる でが	ア 新型コロナウイルス感染症の陽性者又は感染の疑いのある者(以下「陽性者等」という。)の身体に接触して又は陽性者等に長時間にわたり接して行う業務の場合⇒対象者1人につき1日当たり4,000円 イ ア以外の場合⇒対象者1人につき1日当たり3,000円

- ※1 対象業務は、令和5年2月1日から令和5年5月7日までに行われたものを 対象とする。
- ※2 県が設置する宿泊療養施設で行われる業務であって、補助金とは別に県から 当該業務に対して手当に相当する給付がされるものは、補助金交付の対象外と する。
- ※3 同日に1及び2の両方の業務を実施した場合は、いずれか一方を対象とする。
- ※4 長時間とは、当該業務への従事時間の累計が1日当たり1時間以上の場合とする。
- ※5 医療機関から対象者へ支給した手当の額が基準額未満の場合は、補助金交付の対象外とする。